

## ジュニアNISAの口座開設の流れについて

ジュニアNISA口座は1人1口座です。そのため、口座が重複しないよう、所轄税務署に他の金融機関でジュニア非課税口座が開設されていないこと等を確認します。



〈ジュニアNISA口座開設に必要なもの〉

●「証券総合取引申込書」 ●「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」 ●「未成年者口座等に係る同意書 兼 運用管理者届出書 兼 資金の帰属に関する確認書」 ●個人番号を確認できる書類（個人番号カード、通知カード+運転免許証や健康保険証などの本人確認書類もしくは個人番号が記載された住民票の写し+健康保険証などの本人確認書類） ●お届け印 ●代理人の代理権確認書類（未成年者と両親が同一住所の場合、その3名及び続柄が記載されている住民票、それ以外の場合、戸籍謄本） ●代理人の本人確認書類（親権者自身の運転免許証や健康保険証など）

※払出し制限付き普通預金口座等の開設が必要となります。

## ジュニアNISAに関するご留意事項

- ジュニアNISA口座は口座開設者が18歳（注1）になるまで、原則としてジュニアNISA口座（払出し制限付き普通預金口座）から払出しすることは出来ません。払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。（注2）  
（注1）3月31日時点で18歳である年の1月1日以降（例：高校3年生の1月以降）  
（注2）災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能（この時もジュニアNISA口座を廃止することになります。）
- ジュニアNISA口座は、全金融機関を通じて、1人1口座のみの開設となります。
- ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。（口座廃止後の再開設は他の金融機関でも可能です。）
- ジュニアNISA口座において投資できる金融商品は、当行で取扱う公募株式投資信託が対象商品になります。
- 収益（売却益・配当等）が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。（損益通算や損失の繰越控除はできません。）
- ジュニアNISA口座は非課税投資枠（年間80万円まで）が設定されており、売却した場合、非課税投資枠の再利用はできず非課税投資枠の残額を翌年以降へ繰り越すこともできません。また、ジュニアNISA口座内の預かり分から発生した収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用していることになります。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は従来より非課税であり、ジュニアNISA口座での制度上のメリットは享受できません。
- ジュニアNISA口座へのご入金は、口座開設者（未成年者）ご本人さまのご資産のみとなります。口座開設者（未成年者）ご本人さまのご資産以外の資金により、投資が行われた場合には所得税・贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。
- ジュニアNISA口座の運用管理者は、当行では口座開設者（未成年者）の法定代理人（親権者）1名とします。

## 投資信託に関する留意事項

- 投資信託は、預金ではなく、また預金保険の対象ではありません。
- 東和銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金・定期積金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、投資信託委託会社が設定・運用を行っているもので、東和銀行では申込みの取扱いを行なっています。
- 投資信託は、株式、債券、不動産投資信託（リート）など有価証券に投資しますので、ファンドに組入れられた株式、債券、不動産投資信託（リート）などの値動き、為替相場の変動（外国証券に投資している場合）、発行者の信用状況の変化等により、基準価額は変動します。従って、ご購入時の価額を下回ることがあります。これに伴うリスクは、ご購入されたお客様が負うことになります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託には、購入時に直接ご負担いただくお申込手数料（お申込総金額に応じ、申込金額（申込口数×申込価額）に対して最大3.24%〈税込〉）や、換金時に直接ご負担いただく換金手数料（最大1万口につき108円〈税込〉）、信託財産留保額（基準価額に対して最大0.5%）が必要となるものがあります。また、投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく信託報酬（信託財産の純資産総額に対して最大年2.747%程度〈税込〉）や監査費用、売買委託手数料、保管費用等のその他費用が信託財産の中から支払われます。なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- 一部の投資信託には、中途換金できないものや換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託をご購入すること、あるいはご購入しないことが東和銀行との融資取引等他の取引に影響を与えることはありません。
- お申込みにあたっては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」（目論見書補充書面を含む）を東和銀行本支店等にご請求の上、必ず内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。

※本資料は、「平成27年度税制改正大綱」等に基づき作成したものです。今後、税制改正などが行われた場合、内容が変更となる可能性があります。

# 東和銀行の 未成年者少額投資非課税制度 ジュニア NISA ニーサ

お子さま・お孫さまの  
将来に向けた  
資産運用のための  
制度です！



将来の資産形成を東和銀行の非課税口座で運用してみませんか？

ご相談・お申込みは東和銀行へ

このサービスに関するお問い合わせは  
東和ダイレクトサービスセンター



0120-469-108

受付時間/9:00～17:00（ただし銀行休業日を除く）

ふ れ あ い バ ン ク

TOWA 東和銀行

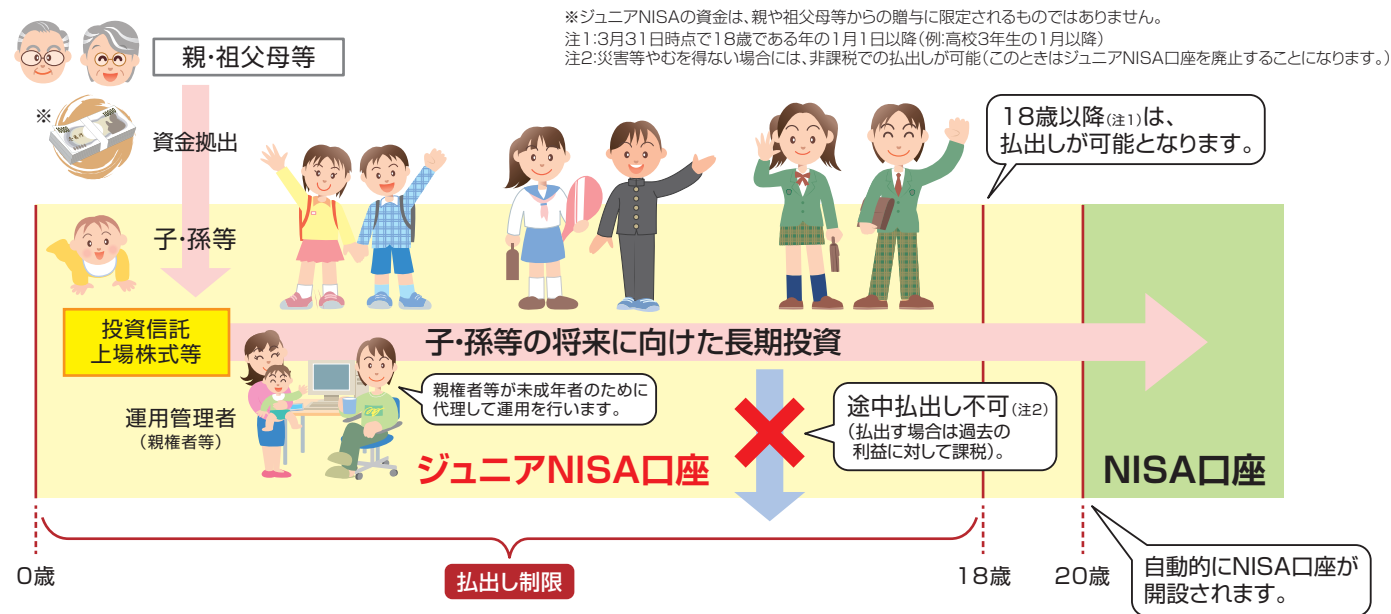
平成28年3月1日現在

# 未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」のご案内

## ジュニアNISAのポイント

- ポイント①** お子さま・お孫さまの将来に向けた**資産運用のための制度**です。
- ポイント②** 日本に住む**0歳～19歳の未成年者さま**(口座開設年の1月1日時点)**が対象**です。  
(親権者さま等が代理で資産運用を行うことができます)
- ポイント③** 公募株式投資信託等の**配当所得、譲渡所得が非課税**になります。
- ポイント④** 投資上限額は、**毎年80万円**(5年間で最大400万円)です。
- ポイント⑤** 非課税期間はNISAと同じ、**投資した年から5年間で**  
投資可能期間は平成28年4月から平成35年までの8年間で
- ポイント⑥** 20歳以降は**自動的にNISA口座が開設**されます。

## ジュニアNISAのイメージ



## 「ジュニアNISA」と「NISA」の比較

|            | ジュニアNISA                           | NISA                   |
|------------|------------------------------------|------------------------|
| 対象者(口座名義人) | 日本に居住する0歳～19歳の方(注3)                | 日本に居住する20歳以上の方         |
| 口座開設期間     | 平成28年～平成35年<br>*平成28年4月から投資可能となります | 平成26年～平成35年            |
| 年間投資上限額    | 80万円                               | 120万円(平成27年までは100万円)   |
| 非課税対象      | 公募株式投資信託等の配当所得、及び譲渡所得(注4)          | 同左                     |
| 非課税期間      | 投資した年から最長5年間                       | 同左                     |
| 口座の運用・管理   | 法定代理人(親権者等)(注5)                    | 口座開設者本人                |
| 払出制限       | 原則として、18歳まで払出制限があります(注6)           | いつでも払い出しできます           |
| 金融機関の変更    | 原則としてできません                         | 1非課税管理勘定(各年分)ごとに変更できます |

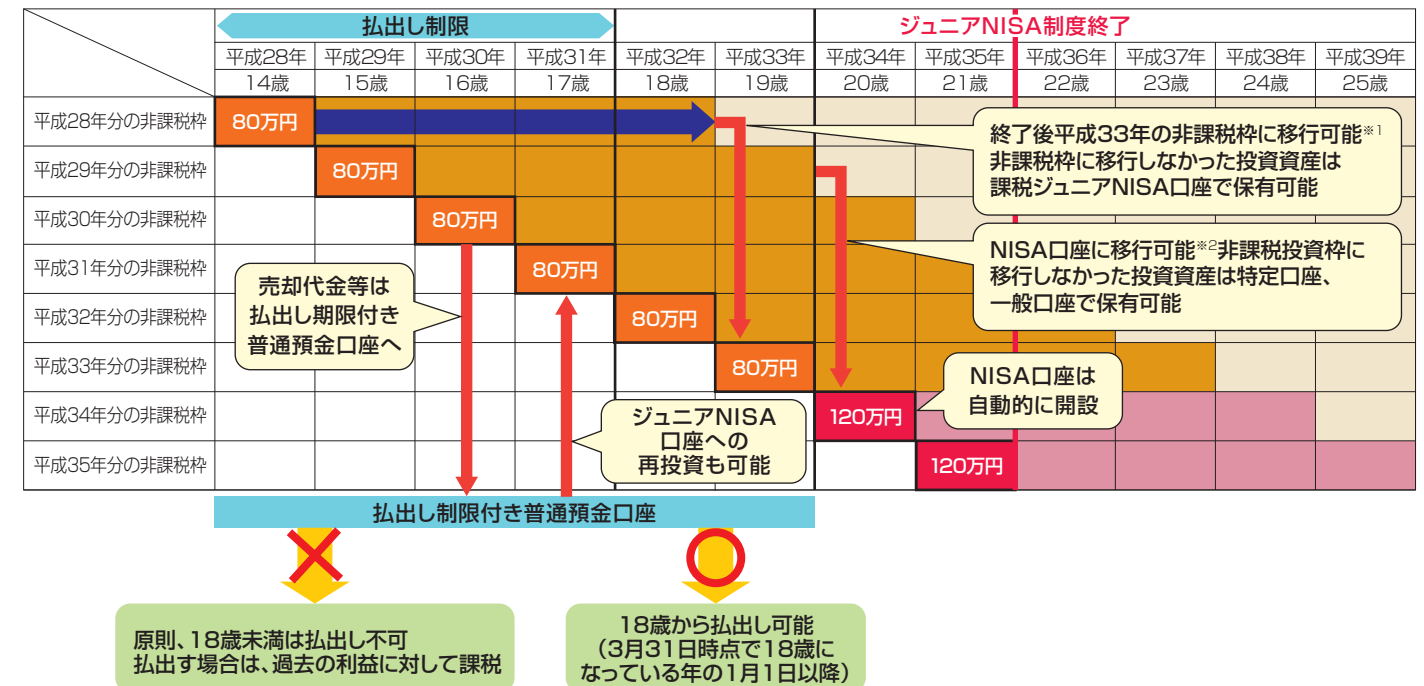
注3:口座開設の1月1日時点で19歳以下の方が対象です。1月1日時点で20歳である年にNISA口座が開設されます。  
注4:当行で取扱う公募株式投資信託のみが対象(MMFや公社債投資信託は対象外)となります。  
注5:当行では運用管理者は「法定代理人(親権者または未成年後見人)さま」とする取扱いになります。  
注6:3月31日時点で18歳である年の前年12月31日までは、災害等の場合を除き、途中払出の際は過去の利益に対して課税されます。

## ジュニアNISA制度のしくみ

### ●ジュニアNISA制度期間内に20歳になる場合

20歳になると、NISAを使って、年120万円の投資上限額の範囲内で非課税投資が可能です。

(例)平成28年1月1日現在で14歳のお子さまのケース。

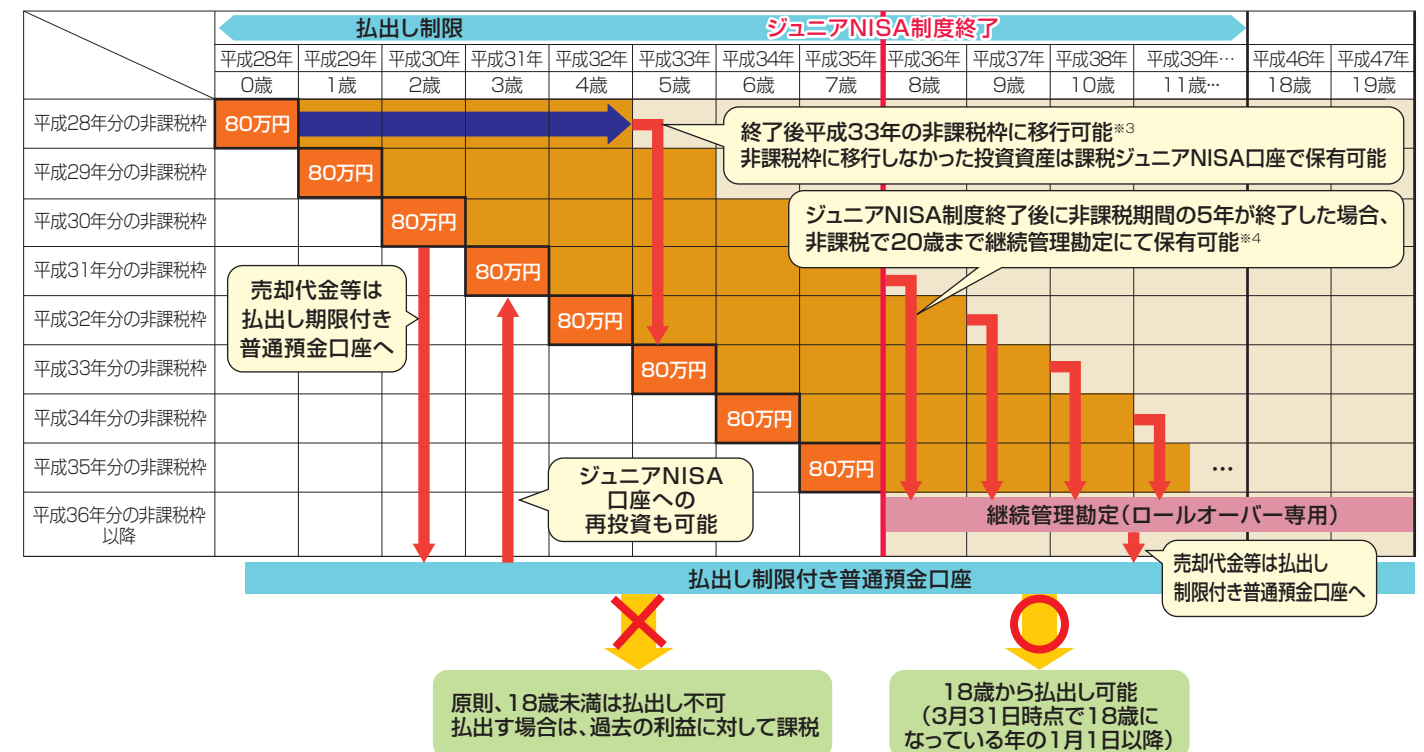


※1 移行日の時価で80万円が上限です。超えた部分は課税口座で保有可能です。 ※2 移行日の時価で120万円が上限です。

### ●20歳になる前にジュニアNISA制度が終了する場合

(継続管理勘定を使って)20歳になるまで非課税の適用が受けられます。

(例)平成28年1月1日現在で0歳のお子さまのケース。



※3 移行日の時価で80万円が上限です。超えた部分は課税口座で保有可能です。  
※4 移行日の時価で80万円が上限です。超えた部分は課税口座で保有可能です。継続管理勘定では、新規投資は不可ですが、売却は可能です。